

迷惑行為により、診療・介護サービスの提供をお断りさせていただく場合がございます！

当院では、次のような迷惑行為があった場合、診療・介護サービスなどをお断りする場合があります。

職員の安全を守り、診療・介護サービスを円滑に行うため、ご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

- 1) 職員に対するセクシュアルハラスメントや暴力行為があった場合、もしくはその恐れが強い場合
- 2) 大声、暴言または脅迫的な言動により、職員の業務を妨げた場合
- 3) 解決しがたい要求を繰り返し行い、診療業務・介護業務を妨げた場合
- 4) 診療物品などを故意に破損した場合
- 5) 危険な物品の存在を室内にて確認した場合
- 6) 上記各条項の行為により、当院職員が恐怖を感じた場合

被害を受ける恐れがある場合や、実際に被害にあったと判断した場合は、**警察**に通報させていただきます。



令和7年10月1日
医療法人社団心愛会
理事長 木下幹雄